

政治倫理の確立のための茨城県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、政治倫理の確立のための茨城県議会の議員の資産等の公開に関する条例(平成7年茨城県条例第65号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(資産等報告書等)

第2条 条例第2条第1項各号に掲げる資産等には、外国にある資産等を含むものとする。

2 条例第2条第1項第5号の株券は、資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限るものとする。

第3条 条例第2条第1項第5号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券、金銭信託及びその他とする。

2 条例第2条第1項第6号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。

3 条例第2条第1項第6号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。

4 条例第2条第1項第6号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。

5 条例第2条第1項第6号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。

第4条 条例第2条第1項の資産等報告書は、様式第1号によるものとする。

2 条例第2条第2項の資産等補充報告書は、様式第2号によるものとする。

(所得等報告書)

第5条 条例第3条第1号のイの議会の議長が定める所得の金額は、所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。)のうち、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。

第6条 条例第3条の所得等報告書は、様式第3号によるものとする。

2 条例第3条の所得等報告書の提出は、納税申告書の写しを提出することにより行うことができる。この場合において、同条第1号ア又はイに掲げる金額が100万円を超えるときは、その基因となった事実を付記しなければならない。

(関連会社等報告書)

第7条 条例第4条の報酬とは、金銭による給付をいう。

第8条 条例第4条の関連会社等報告書は、様式第4号によるものとする。

(期限の特例)

第9条 条例第2条第1項の資産等報告書、同条第2項の資産等補充報告書、条例第3条の所得等報告書及び条例第4条の関連会社等報告書(以下これらを「報告書」と総称する。)の提出の期限が、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

(報告書の訂正)

第10条 報告書を訂正しようとする場合には、議会の議員は、議会の議長に、氏名、訂正年月日及び訂正内容を記載した訂正届(様式第5号)を提出しなければならない。

(報告書の閲覧)

第11条 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧(以下単に「報告書の閲覧」という。)は、当該報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から、することができる。

- 2 報告書の閲覧は、議会の議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。
- 3 報告書は、前項の場所以外の場所に持ち出すことができない。
- 4 報告書は、丁重に取り扱い、破損し、汚損し又は加筆等の行為をしてはならない。
- 5 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、報告書の閲覧に関し必要な事項は、議会の議長が定める。

付 則

- 1 この規程は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 条例付則第2項の規定により作成する資産等報告書については、第2条、第3条、第4条第1項及び第9条から第11条までの規定を準用する。

付 則(平成13年議会訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(平成14年議会訓令第1号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成16年議会訓令第1号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成18年議会訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(平成19年議会訓令第5号)

この訓令は、平成19年9月30日から施行する。

付 則(平成19年議会訓令第6号)

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

付 則(平成22年議会訓令第1号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成23年議会訓令第9号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成29年議会訓令第1号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(令和2年議会訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(令和4年議会訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

茨城県議会議長

殿

茨城県議会議員

所在	面積	固定資産税の課税標準額	摘要
	m ²	円	

(注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。

2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

[illegible]

(注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。		

3 建物

所在	床面積	固定資産税の課税標準額	摘要
	m ²	円	
(注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。			

4 預金・貯金

(1) 預金

預金の総額		円
-------	--	---

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

(2) 貯金

貯金の総額		円
-------	--	---

(注) 普通貯金を除く。

5 有価証券

種類	額面金額の総額
	円

（注）種類欄には、国債証券，地方債証券，社債券，金銭信託及びその他の別を記入し，その種類ごとに額面金額の総額(金銭信託については，元本の総額)を記入する。

種類	銘柄	株数
株券		株

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品(取得価額が100万円を超えるものに限る。)

(1) 自動車

種類	数量

（注）種類欄には，普通自動車，小型自動車，軽自動車及びその他の別を記入する。

(2) 船舶

種類	数量

（注）種類欄には，汽船・帆船及びその他の別を記入する。

(3) 航空機

種類	数量

(注) 種類欄には，飛行機，回転翼航空機，滑空機及びその他の別を記入する。

(4) 美術工芸品

種類	数量

(注) 種類欄には，絵画，彫刻，書，陶器，磁器，漆器，ガラス器，刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。)

ゴルフ場の名称

8 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。)

貸付金の総額		円
--------	--	---

9 借入金(生計を一にする親族に対するものを除く。)

借入金の総額		円
--------	--	---

資産等補充報告書

茨城県議会議長

殿

茨城県議会議員

1 土地

所在	面積	固定資産税の課税標準額	摘要
	m ²	円	

(注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。

2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

4 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

2 建物の所有を目的とする地上権または土地の貸借権

[illegible]

(注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。		

3 建物

所在	床面積	固定資産税の課税標準額	摘要
	m ²	円	
(注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。			

4 預金・貯金

(1) 預金

預金の総額		円
-------	--	---

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

(2) 貯金

貯金の総額		円
-------	--	---

(注) 普通貯金を除く。

5 有価証券

種類	額面金額の総額
	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額(金銭信託については、元本の総額)を記入する。

種類	銘柄	株数
株券		株

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品(取得価額が100万円を超えるものに限る。)

(1) 自動車

種類	数量

(注) 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

(2) 船舶

種類	数量

(注) 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

(3) 航空機

種類	数量

(注) 種類欄には，飛行機，回転翼航空機，滑空機及びその他の別を記入する。

(4) 美術工芸品

種類	数量

(注) 種類欄には，絵画，彫刻，書，陶器，磁器，漆器，ガラス器，刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。)

ゴルフ場の名称

8 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。)

貸付金の総額		円
--------	--	---

9 借入金(生計を一にする親族に対するものを除く。)

借入金の総額		円
--------	--	---

所得等報告書

茨城県議会議員

殿

茨城県議会議員 _____

				所得金額	基因となった事実
総合課税	事業所得			円	
	不動産所得				
	利子所得				
	配当所得				
	給与所得				
	雑所得				
	譲渡所得				
	一時所得				
分離課税	土地等の	事業 雑	所得		
	短期譲渡所得				
	長期譲渡所得				
	一般株式等の	事業 譲渡 雑	所得		
	上場株式等の	事業 譲渡 雑	所得		
	上場株式等の	利子 配当	所得		
	先物取引の	事業 譲渡 雑	所得		
	山林所得				

受贈財産の課税価格	円
-----------	---

(注) 基因となった事実の欄には,それぞれの所得金額が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入する。

様式第4号

年 月 日

関連会社等報告書

茨城県議会議長

殿

茨城県議会議員

会社その他の法人の名称	住所	役員，顧問その他の職名

(注) 1 4月1日現在の名称等を記入する。

2 会社その他の法人には，法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものを含む。

様式第 5 号

年 月 日

訂正届

茨城県議会議長

殿

茨城県議会議員 _____

政治倫理の確立のための茨城県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程第9条の規定に基づき、次のとおり訂正届を提出します。

訂正する報告書	訂正箇所